



福岡県医発第1479号(地)

平成18年11月10日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武



遠賀町乳幼児・重度心身障害者・母子家庭等医療費助成制度の拡大について

遠賀町では、県が平成19年1月1日より乳幼児医療費支給制度における3歳未満児の初診料・往診料の自己負担分相当額を助成対象とすることに伴い、町独自の子育て支援、少子化対策、また保護者の経済的負担の軽減の一環として、乳幼児・重度心身障害者・母子家庭等医療費助成制度を拡大する旨、別紙のとおり通知がありましたので会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

なお、この制度は平成19年1月1日診療分からの実施で、乳幼児・重度心身障害者・母子家庭等医療受給者の5歳未満児までの初診料・往診料を新たに助成対象とするものです。

また、この制度の実施方法につきましては、3歳未満は現物支給方式（県の制度のとおり）とし、3歳以上5歳未満は現金支給方式として、役場での払戻しの手続きが必要となっております。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明





18遠住国第602号
平成18年10月24日

福岡県医師会
会長 横倉 義武 様

遠賀町長 木村 隆治



遠賀町乳幼児・重度心身障害者・母子家庭等医療費助成制度の拡大について

秋冷の候、貴職におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃より、本町の福祉医療事業および医療保健行政に格別なご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

県が平成19年1月1日より乳幼児医療費支給制度における3歳未満児の初診料・往診料の自己負担分相当額を助成対象とすることに伴い、遠賀町では、制度のさらなる充実と、子育て支援、少子化対策の一環といたしまして、また保護者の経済的な負担を軽減するために乳幼児・重度心身障害者・母子家庭等医療費助成制度の拡大をはかることとなりました。

平成19年1月1日診療分からの実施で、乳幼児・重度心身障害者・母子家庭等医療受給者の5歳未満児までの初診料・往診料を新たに助成対象とするものです。

つきましては、この事業の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、この制度の実施方法につきましては、3歳未満は現物支給方式（県の制度のとおり）とし、3歳以上5歳未満は現金支給方式として、役場での払戻しの手続きを必要といたします。この制度を周知していただくため、管内の医療機関等には文書を送付させていただく予定でありますので、会員の皆様への周知方よろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先
遠賀町役場 住民課国保年金係
TEL 093-293-1234



遠賀町

の乳幼児・重度心身障害者

母子家庭等医療費制度が変わります

平成19年1月1日から5歳未満の初診料・往診料の

自己負担額が助成対象となります

これまで、初診料・往診料の自己負担額については助成対象外でしたが、平成19年1月1日から5歳未満の方は助成対象となります。ただし、3歳以上5歳未満の方については、払い戻しの手続きが必要になりますので、役場の窓口で申請をして下さい。

助成対象

◎遠賀町の乳幼児・重度心身障害者・母子家庭等医療受給者の5歳未満の方
(平成14年1月2日生以降の乳幼児)

※5歳に達する日の月末まで。ただし、月の初日(1日)生まれの方は、誕生月の前月末日まで。

助成内容

◎初診料・往診料の自己負担相当額を助成します。

手続きについて ◎3歳未満の方は、初診料・往診料の医療機関等での窓口負担はありませんので、
手続きは必要ありません。

※3歳に達する日の月末まで。ただし、月の初日(1日)生まれの方は、誕生月の前月末日まで。

◎3歳以上5歳未満の方は、医療機関等で窓口負担した後、下記のものをお持ちのうえ
役場で払い戻しの手続きをして下さい。

- (1)医療証(乳幼児医療証・重度心身障害者医療証・母子家庭等医療証)
- (2)健康保険証
- (3)印鑑
- (4)保護者の預金通帳 ※郵便局は不可
- (5)支払ったことを証明する書類(領収書等)

問い合わせ先

遠賀町役場住民課 国保年金係

TEL 093-293-1234